平成３０年（フ）第６１８号
福岡市南区長丘３丁目11番29―503号
債務者　蒲原　康仁
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６２１号
福岡市早良区南庄６丁目16番22号
債務者　松永恵里奈
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６３０号
福岡県太宰府市連歌屋３丁目１番８号　エミネンスヴィラ太宰府Ａ202号
債務者　蒲田　　剛
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６３２号
福岡県宗像市東郷２丁目３番43号　コーポ宗像103号
債務者　牧　　達哉
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６３３号
福岡市南区野多目１丁目16番２―303号
債務者　船本　敬司
1　決定年月日時　平成30年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６５５号
福岡市東区名子３丁目12番27―202号
債務者　田代　正一
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第６８７号
福岡市南区老司１丁目26番６―404号
債務者　倉床　法子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２８号
福岡県大牟田市大字草木128番地１　サンハイツ大牟田102号
債務者　山本　信弘
1　決定年月日時　平成30年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第８９号
秋田県潟上市天王字二田228番地22
債務者　佐藤　郁子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９１号
秋田県潟上市飯田川飯塚字飯塚99番地
債務者　千種　　瞳
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９２号
秋田市下北手松崎字家ノ前12番地15　エステート松崎Ａ号、前住所秋田市濁川字三升作１番地59
債務者　岡見　洋子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４３号
茨城県龍ケ崎市久保台３丁目３番地７メゾンド久保台101号室
債務者　浦田　直人
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第４８号
茨城県龍ケ崎市小柴４丁目７番地２　龍ケ崎サンヨーレジデンスＢ棟201号室
債務者　宮崎　知子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第５３号
茨城県取手市下高井2389番地３
債務者　佐田あや子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第５４号
茨城県牛久市神谷２丁目44番地１（オーガスタＢ棟102）
債務者　伊藤　雄啓
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第５５号
茨城県稲敷市江戸崎甲3828番地　溝口住宅305
債務者　小林　英資
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
茨城県龍ケ崎市長山７丁目１番地４　エリームＡ棟102号室、前住所埼玉県さいたま市緑区大字大門2831番地４　コーラルハイムＡ―102
債務者　櫻井　紀子
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係